市会庶務業務に関する交付金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会派が行う庶務業務に対する交付金の交付等に関し、神戸市補助金 等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。) に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務の内容)

- 第2条 交付金の対象となる業務(以下「対象業務」という。)は、会派が行う次の各号 に定める業務とする。
 - (1) 来訪者の取次ぎその他の応対
 - (2) 電話の取次ぎその他の応対
 - (3) 本会議場及び委員会室の開催準備
 - (4) 議員団室と事務局との連絡
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、議員団室の管理に関する業務

(交付の要件)

第3条 交付金は、所属議員が5人以上である会派が対象業務を行う専任の職員(以下 「市会業務職員」という。)を雇用し、議員団室に配置することにより、市の通常の業務 時間を通じて対象業務を行う場合に、予算の範囲内で交付する。

(交付金の額)

- 第4条 交付金の額は、市会業務職員1人につき、次の各号に掲げる市会業務職員の雇用 に要する経費の種別に応じ当該各号に定める額の範囲内において、実際に要した額を合計した額とする。
 - (1) 賃金 月額175、400円
 - (2) 通勤手当 市の職員の通勤手当の例により算出した額
 - (3) 一時金 年額20万円
 - (4) 社会保険料等 法令の規定により会派が負担すべき額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市会業務職員の雇用に要する経費として市会事務局 長が認める経費 市会事務局長が認める額
- 2 交付金の対象となる市会業務職員の雇用に要する経費は、所属議員が 10 人未満の会派にあっては1人分、10人以上の会派にあっては2人分を限度とする。

(交付の申請)

第5条 会派は、交付金を受けようとするときは、市会庶務業務に関する交付金交付申請 書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、必要な審査を行ったうえ、 交付金を交付することが適当であると認めるときは、交付金の交付の決定を行い、市会 庶務業務に関する交付金交付決定通知書(様式第2号)により会派に通知するものとす る。

(交付金の交付)

第7条 交付金は、四半期ごとに交付するものとする。

(交付金の請求)

第8条 第6条の規定による交付の決定を受けた会派は、市長に対し、市会庶務業務に関する交付金請求書(様式第3号)を各四半期の最初の月(年度途中から交付金を受けようとするとき等これに寄りがたい場合は、その都度市会事務局長が定める月)に提出するものとする。

(申請事項の変更)

第9条 会派は、第5条第1項の規定より申請した事項に変更が生じた場合(交付の対象

外となる場合を含む。)は、速やかに、市会庶務業務に関する交付金変更申請書(様式 第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、申請の内容を審査し、変更を 承認することが適当であると認めるときは、市会庶務業務に関する交付金変更決定通知 書(様式第5号)により、会派に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付金の交付を受けた会派は、当該年度の終了後(年度途中に交付の対象外となった場合は、対象外となった日後)速やかに市会庶務業務に関する交付金実績報告書 (様式第6-1号)及び市会庶務業務に関する交付金収支報告書(様式第6-2号)を市長に提出するものとする。

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受け、交付金の交付額の確定を行ったときは、速やかに市会庶務業務に関する交付金交付額確定通知書(様式第7号)により会派に通知するものとする。

(決定の取消し)

- 第12条 市長は、補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、市会庶務業務に関する交付金交付決定取消通知書(様式第8号)により会派に通知するものとする。

(交付金の返還)

- 第13条 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分 に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものと する。
- 2 市長は、第11条の規定により交付額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命じるものとする。

(関係書類の整理)

第14条 交付金の交付を受けた会派は、交付金に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、対象業務が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(施行細目の委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務課長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

神戸市長 様

会派名 代表者

市会庶務業務に関する交付金交付申請書

年度市会庶務業務に関する交付金として、下記のとおり申請します。

記

1. 申請内容

年度市会庶務業務(会派名:

)に関する交付金

2. 申請金額(概算)

円

[積算内訳]

① 賃金・通勤手当・一時金

(H/H+通勤手当 H/H)×12月+ $H\times 2$ 回× 人

② 事業主負担社会保険料等 (健康保険・厚生年金・労働保険等)

健康保険等:

厚生年金:

労働保険等:

③ 健康診断料

円× 人= 円

④ 振込手数料

 $\mathcal{H} \times (12 \, \mathcal{J} + 2 \, \mathcal{D}) =$

合計 (1)+(2)+(3)+(4)=

円

3. 業務実施期間

年月日から 年月日まで

4. 添付資料

雇用契約書(写)

第 号 年 月 日

様

神戸市長

市会庶務業務に関する交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度市会庶務業務に関する交付金とし て、下記のとおり交付を決定します。

記

1. 決定内容

年度市会庶務業務(会派名) に関する交付金

2. 決定金額

円

3. 業務実施期間

年月日から 年月日まで

- 4. 交付条件
 - (1) この交付金は、申請書に記載されている業務内容以外に使用してはならない。
 - (2) この交付金は、四半期ごとに当該会派から提出される請求書(様式第3号)に基 づき支払うものとする。
 - (3) 当該年度終了後速やかに実績報告書及び市会庶務業務に関する交付金収支報告書 (様式第6号)を神戸市長あて提出するものとする。

神戸市長 様

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 会派名 代表者

市会庶務業務に関する交付金請求書

年度市会庶務業務(会派名)に関する交付金のうち、 月から 月分として下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

	百万		千		円
ı					

(内訳) 単位:円

基本給	
通勤手当	
社会保険料等	
合 計	

〔口座振込先〕

銀 行 支店名				銀行 金庫	支店
預金種目	普通	•	当座	口座番号	
口座名義					
(カナ)					
登録債権者番号					

神戸市長 様

会派名 代表者

市会庶務業務に関する交付金変更申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった市会庶務業務に関する交付金について、次のとおり変更したいので申請します。

記

r									
変更の理由									
	(円)	
交付金の金額									
									円
業務実施期間		年	月	日~		年	月	日	
未伤天旭别间		•		· 		<u>, </u>			
	①賃金·	通勤手	=当・-	一時金					
	(円/丿	月十通	勤手当		円/月)	× 月	+	円 \times 2回
	×1人		=		円				
				:険料等	(健康	保险•厚	生生生	È∙労働4	おいま (本)
	健康供	-		1974.1.71	(ME)AC	DNDC 7	P-11- 1 3	C /J 1311	KBC (1)
	厚生生		•						
積算内訳	-								
		R 険等	:			r			
	③健康記					人=			
	4振込	F数料			円×	(12月	+ 2 回]) =	
				合計 (1)+2)	+3+	4 =		円
添付書類									

(注)表中、変更前の金額は上段()書き、変更後の金額は下段に記入する。

第 号 年 月 日

様

神戸市長印

市会庶務業務に関する交付金変更決定通知書

年 月 日付で変更申請のありました 年度市会庶務業務に関する交付金として、下記のとおり交付を決定します。

記

- 1. 変更決定内容
- 2. 変更決定金額 円
- 3. 業務実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 交付条件

- (1) この交付金は、申請書に記載されている業務内容以外に使用してはならない。
- (2) この交付金は、四半期ごとに当該会派から提出される請求書(様式第3号)に基づき支払うものとする。
- (3) 当該年度終了後速やかに、実績報告書及び市会庶務業務に関する交付金収支報告書(様式第6号)を神戸市長あて提出するものとする。

神戸市長 様

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 会派名 代表者

市会庶務業務に関する交付金実績報告書

年度市会庶務業務(会派名)に関する交付金について、下記のとおり 実績を報告します。

記

1. 業務実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 交付金の交付決定額及び実績

 交付決定額
 円

 実績
 円

3. 実施業務

.

神戸市長 様

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 会派名 代表者

市会庶務業務に関する交付金収支報告書

年度市会庶務業務(会派名)に関する交付金について、下記のとおり 収支を報告します。

記

(収入) 単位:円

第1四半期交付金	
第2四半期交付金	
第3四半期交付金	
第4四半期交付金	
合 計	

(支出) 単位:円

基本給	
一時金	
通勤手当	
社会保険料等	
合 計	

(収支差額)

(収入) 円 - (支出) 円 = (差引残額) 円 上記残額を返還いたします。

第号年月日

会派名

代表者

神戸市長

市会庶務業務に関する交付金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、交付金の額が確定したので通知します。

記

1. 交付金確定額 円

2. 特記事項

第号年月日

会派名

代表者

神戸市長

市会庶務業務に関する交付金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した市会庶務業務に関する交付 金について、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1. 交付金額 円

2. 取消しの理由